

新潟県  
指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画  
(イノシシ)

令和7年4月1日から  
令和8年3月31日まで

## 1 目的及び背景

新潟県におけるイノシシの分布は、平成15年度の調査においては、上越市西端、妙高市北端、糸魚川市の一部など限定的であった。しかし、現在は上越地域や中越地域の米山山系に高密度で生息しており、下越地域でも捕獲数が増加していることから、県内のほぼ全域（佐渡・粟島を除く）に生息域が拡大していると推測される。

階層ベイズ法による個体数推定の結果、令和4年度の中央値で47,427頭（95%信用区間：34,700～65,555頭）と推定されており、令和4年度と同じ捕獲圧では、個体数が増加し続けることが予測されている。

また、平成27年度から令和5年度に狩猟者からの協力を得て収集された出猟カレンダーの集計結果から銃猟による捕獲効率及び目撃効率は減少傾向にあるものの、わな猟における捕獲効率は増加傾向にあった。令和5年度の出猟カレンダーの分析結果から、生息密度が高いと考えられる地域は上越地域と中越地域の境界部、下越地域の福島県境付近であった。こうした県内でも生息密度が高いと考えられる地域の中から、捕獲の実施地点を選定することが、県内の個体数削減への寄与が高く、費用対効果を高める上でも重要である。

また、令和2年4月24日に上越市と妙高市において、本県で初めて野生イノシシにおけるCSF（豚熱）の感染が確認されたことから、防疫措置を講じながら捕獲強化に取り組む必要がある。

この現状を踏まえ、適切な個体数管理を進めていくためには現在以上の捕獲圧を与えなければならない。そのために有害捕獲や個体数調整捕獲、狩猟捕獲に加え当事業により捕獲を実施することで捕獲の強化を図る必要がある。当事業では市町村の有害捕獲事業との棲み分けを図りながら、地域の農業被害対策と連携した効果的な捕獲を実施する。

さらに、環境省が引き続き尾瀬地区（新潟県域）における捕獲を行い、さらなる捕獲圧の強化を図る。

## 2 対象鳥獣の種類

イノシシ (*Sus scrofa*)

## 3 指定管理鳥獣捕獲等事業の実施期間

実施区域名	実施期間
上越地域 中越地域 下越地域	令和7年4月1日～令和8年3月31日

#### 4 指定管理鳥獣捕獲等事業の実施区域（国立公園、国指定鳥獣保護区及び国有林野を除く）

実施区域名	住所等	選定理由	他法令等
上越地域	上越市 妙高市 糸魚川市	<ul style="list-style-type: none"> <li>県内でもイノシシの生息密度が高く、分布が拡大していると考えられる地域のため</li> <li>市の有害捕獲と当事業との棲み分けができるため</li> </ul>	
中越地域	柏崎市 十日町市 津南町 長岡市 三条市 加茂市		
下越地域	田上町 村上市 新潟市 五泉市		
中越地域	魚沼市(※)	・ 尾瀬地区での捕獲の強化を図るため	

※ 尾瀬地区は環境省が指定管理鳥獣捕獲等事業により捕獲

実施区域位置図



#### 5 指定管理鳥獣捕獲等事業の目標

実施区域名	指定管理鳥獣捕獲等事業の目標
上越、中越、 下越地域	300 頭（イノシシ捕獲事業） 250 頭（市町村連携事業）

## 6 指定管理鳥獣捕獲等事業の内容

### (1) 捕獲等の方法

#### ① 使用する猟法と規模

実施区域名	使用する猟法	捕獲等の規模
上越、中越、 下越地域	銃猟 ※非鉛製銃弾の使用に努める わな猟	従事者 450 人程度 (必要に応じて調整する)
尾瀬地区	銃猟（忍び猟及び待機射撃） ・ライフル銃を主に使用 わな猟（くくりわな等） ○ライフル銃の使用が必要な理由 尾瀬ヶ原では見通しの良い平坦な地形が多く、イノシンに接近することが困難であることから、300 m 程度離れた遠距離から射撃可能なライフル銃の使用が必要な場合がある。また、尾瀬ヶ原では上述の理由により視認性が高く、安全確保の面においても、他の地域と比べライフルが運用しやすい地形であることから、安全に捕獲作業に取り組むことが可能である。	従事者 5 人程度 わな 10 基程度

#### ② 作業手順

指定管理鳥獣捕獲等事業の実施にあたっては、以下の手順で進めるものとする。なお、委託で実施する部分については、仕様書等で詳細を定めるほか、受託した事業者（以下「受託者」）と協議の上決定する。

##### ア 業務計画の作成

受託者は、実施場所、事業管理責任者、現場代理人、捕獲従事者名簿、業務工程表、安全管理規定、緊急時の体制及び対応、その他必要な事項を定めた業務計画を作成し、県（以下「委託者」とする）へ提出するものとする。

##### イ 関係者等との調整

受託者は業務の実施にあたって、委託者及び関係市町村と連携協力して、関係者等（土地所有者、地域住民、狩猟者団体等）との調整を行い、合意形成を図るものとする。

##### ウ 捕獲等の実施

受託者はアで作成した業務計画に基づき、捕獲作業を実施するものとする。

##### エ 捕獲方法

###### 1) わな猟

- ・わなによる捕獲にあたっては、原則として2人以上の捕獲従事者等で班を編成し、捕獲及び見回りを実施するものとする。
- ・止めさしは、法令に従い、最も安全な方法を選択し実施するものとする。
- ・くくりわなについては止めさし時を考慮し、適切な場所を選定し設置するものとする。

## 2) 銃猟

- ・現場代理人が捕獲従事者の人数や能力、捕獲作業を行う場所の環境などにに基づき計画や方針を立て、従事者に対し役割分担や各自が守るべきことを明確にして、指示を行うものとする。
- ・猟銃を用いた巻狩り及び忍び猟は安全確保のため、主に積雪期に行うものとする。

## オ 捕獲従事者証の携行

- ・捕獲従事者は捕獲従事者証を携行し、捕獲に従事するものとする。

## カ 安全管理

### 【安全管理一般】

- ・受託者は、業務計画に基づき捕獲従事者への安全教育・訓練を行い、安全管理規定を尊重し安全管理体制を構築するものとする。
- ・受託者は、交通の妨げとなるような行為、その他公衆に迷惑を及ぼす行為等のないように十分な注意を払うとともに、事故防止に最大限の注意を払うものとする。
- ・受託者は、事業実施に影響を及ぼす事故、人身事故又は第三者に対して損害を与える事故が発生した時は、業務計画の緊急時の体制及び対応に基づき応急処置を講じるとともに、直ちに事故発生状況、原因、経過及び事故による被害内容などを委託者に報告するものとする。
- ・受託者は捕獲作業にあたって、関係機関（県、市町村、警察、消防、医療機関等）との連携体制について整備を行うものとする。

### 【捕獲作業時の安全管理】

#### 1) 捕獲作業全般の安全管理

- ・現場代理人および従事者は作業前にミーティングを行い、作業手順や安全管理について確認を行う。

#### 2) わな猟の安全管理

- ・捕獲従事者が見回りを毎日1回以上行うものとする。
- ・捕獲従事者等はわなの設置の際、地域住民への安全配慮のため標識表示を行う。
- ・捕獲従事者が捕獲した個体の止めさしを行う際は、作業者および周囲の安全に十分配慮して最も安全な方法で行う。

## キ 捕獲した個体の回収・処分方法

- ・受託者は捕獲した個体を原則として全て回収し、法令に従って焼却処分又は埋設処分することとする。
- ・受託者は捕獲個体を食肉などで利活用する場合は、土地所有者とトラブルが無いよう事前に了承を得ることとする。
- ・受託者は捕獲個体を受託者以外に譲渡することができ、その場合は無償譲渡とし、特定の者のみへの譲渡とならないようホームページによる広報等、公平性が確保される措置を講じることとする。

- ・環境省が指定管理鳥獣捕獲等事業により捕獲した尾瀬地区の個体に限って放置を可能とする。

#### ク 錯誤捕獲の場合の対応

受託者はイノシシ以外の獣が捕獲された場合は、放獣する。ただし、指定管理鳥獣であるニホンジカが捕獲された場合は、キの処理方法と同様の方法を取り、適切に処分するものとする。なお、ニホンジカ等が捕獲されることが十分想定される場合は、予めニホンジカ等についても捕獲許可を取得するものとする。また、ツキノワグマ及びカモシカ等が錯誤捕獲された場合は、原則として麻酔銃等を利用して放獣するものとする。

#### ケ CSF防疫措置

「CSF・ASF 対策としての野生イノシシの捕獲等に関する防疫措置の手引き（令和2年3月環境省・農林水産省）」を参考に防疫措置を行う。

#### コ 捕獲情報の確認及び収集

- ・現場代理人は、捕獲個体について、別に定める調査様式により捕獲日、捕獲地点、捕獲方法、オス・メス別、幼成獣別等を記録し、現地確認を行うものとする。
- ・現場代理人は、「指定管理鳥獣捕獲等事業交付金事業の実績確認に係るマニュアル（令和元年10月環境省）」に従い確認等を行うものとする。
- ・現場代理人は捕獲従事者からの報告を受け、直ちに事業管理責任者にその内容を報告するものとする。
- ・委託者は受託者から日時、場所、作業内容等を記載した作業日報を収集するものとする。

#### サ 事業報告書の作成

業務終了後、受託者は業務計画書に沿って、捕獲情報（捕獲数（オス・メス別、幼成獣別等）、捕獲場所、捕獲作業の風景写真等）を整理し記録する。事業完了後は、事業報告書としてまとめ、委託者に提出するものとする。

#### シ 効果の検証等

委託者は当事業の事業報告書や作業日報の分析や評価を行う検討会を設けることとする。検討会では捕獲数や捕獲位置情報のほか、捕獲等の方法、費用などの結果から、目標の達成状況、第二種特定管理計画の目標に対する寄与の程度、指定管理鳥獣捕獲等事業の効果及び妥当性を検証し、次期指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画の策定に向けて改善すべき事項の検討を行うものとする。

## 7 指定管理鳥獣捕獲等事業の実施体制

- ・事業主体 新潟県、環境省
- ・実施形態 委託
- ・委託先 認定鳥獣捕獲等事業者等

## 8 住民の安全を確保し、又は指定区域の静穏を保持するために必要な事項

### (1) 住民の安全の確保のために必要な事項

- ・受託者は地域住民や関係者に対し事業内容に関して十分な周知を図るものとする。
- ・受託者はわなを使用する場合は、わな本体及び周辺の見やすい場所に標識、注意看板の掲示を行う。
- ・受託者は県民などから捕獲に際し苦情を受けた場合には速やかに県に報告するものとする。

### (2) 指定区域の静穏の保持に必要な事項

社寺境内や墓地では、捕獲は行わない。

## 9 その他指定管理鳥獣捕獲等事業を実施するために必要な事項

### (1) 市町村との協議、調整

事業の受託者は、捕獲活動をする市町村と十分に協議、調整をした上で事業を実施することとする。

### (2) 事業において遵守しなければならない事項

- ・受託者は銃器の使用に当たって、銃砲刀剣類所持等取締法や火薬類取締法などの関係法令を遵守し適切に使用する。
- ・受託者は連絡用無線機やドッグマーカ等の無線機器について電波法に定める技術基準に適合する「技適マーク」の付いた適切な機器を選定し、使用に当たっては電波法令を遵守し適切に使用する。
- ・受託者は捕獲個体の食肉利用に当たって、食品衛生法及び関連法令、野生鳥獣肉の衛生管理に関するガイドラインを遵守し適切に処理する。
- ・受託者は捕獲業務を行うに当たって届出や許認可が必要な区域で業務を行う場合、法令に従って事前に管轄機関に対し手続きを行う。

### (3) 事業において配慮すべき事項

捕獲した個体がやむを得ず回収できず、猛禽類等が採餌すること等により鉛中毒被害が生じることを防ぐため、可能な限り非鉛弾を使用するよう努めることとする。

#### (4) 地域社会への配慮

実施区域、実施日時、実施方法等について、地域社会とのあつれきが生じないよう配慮することとする。鳥獣管理について広く周知を図り、捕獲等の必要性について理解が得られるよう努めるものとする。